

豊中市防災士資格取得支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 地域における防災力向上の担い手となる人材を育成することにより、地域の防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、防災士の資格を取得した者に対し、防災士資格取得支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構(以下「日本防災士機構」という。)により防災士認証登録を受けた者をいう。
- (2) 自主防災組織 豊中市自主防災組織等育成要綱(平成10年5月1日制定)に基づき、豊中市に届出があった団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に居住する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地区防災圏を単位とした防災活動において、関係諸団体間の調整を行い、自らが主体となって活動する自主防災組織等の会長から推薦された者
- (2) 防災士の資格を取得し、日本防災士機構に認証登録された者
- (3) 地域における防災の中心的な担い手として、市内の自主防災組織等で活動する意思のある者
- (4) 資格を取得した旨の情報を市長が市内の自主防災組織等に提供することと同意する者
- (5) 防災士の資格取得に関し、他の助成制度による財政的支援を受けておらず、かつ今後も受ける予定のない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、防災士の資格取得に要した経費であって、次に掲げる経費とする。ただし、当該経費が32,000円を超えるときは、32,000円を限度とする。

- (1) 日本防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士養成研修に係る受講料
- (2) 前号の研修の教本代
- (3) 防災士資格取得試験受験料
- (4) 資格認証登録料

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、防災士の資格を取得した年度の末日までに豊中市防災士資格取得支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防災士認証状又は防災士証の写し。ただし、申請期限までに提出できない場合は、防災士資格取得試験の合格を証する書類の写しをもって代えることができる。
 - (2) 補助対象経費の支払を証明する書類
 - (3) 第3条第1号に掲げる自主防災組織等の会長の推薦書(様式第2号)
- 2 補助金の交付の申請は、当該年度中、1自主防災組織につき1人限りとする。
- 3 同条第1項第1号ただし書の規定により申請した者は、防災士認証状又は防災士証の交付を受けた後、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、豊中市防災士資格取得支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第7条 豊中市防災士資格取得支援補助金交付決定通知書(様式第3号)の交付を受けた者は、当該年度中に速やかに豊中市防災士資格取得支援補助金交付請求書(様式第4号)により、補助金の交付を市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者に対し補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(補助金の取消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消し、豊中市防災士資格取得支援補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) その他市長が不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、豊中市防災士資格取得支援補助金返還請求書(様式第6号)により、補助金の交付決定を受けた者に対し期限を定め、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

豊中市防災士資格取得支援補助金交付申請書

豊中市長 様

申請者

団 体 名

氏 名

住 所

連 絡 先 Tel () —

豊中市防災士資格取得支援補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1. 交付申請額 円

2. 添付書類

- (1) 防災士認証状又は防災士証の写し
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類
- (3) 第 3 条第 1 号に掲げる自主防災組織等の会長の推薦書（様式第 2 号）

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

推 薦 書

豊中市長 様

申請者

（地区防災圏）自主防災組織名

会長名

住 所

豊中市防災士資格取得支援補助金交付要綱第 3 条第 1 号に該当する者として、次の者を推薦します。

被推薦者

氏 名

住 所

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

豊中市長

豊中市防災士資格取得支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請の豊中市防災士資格取得支援補助金は、豊中市防災士資格取得支援補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、補助することを決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 円

年 月 日

豊中市防災士資格取得支援補助金交付請求書

豊中市長 様

申請者

団 体 名

氏 名

住 所

連 絡 先 Tel () ー

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた豊中市防災士資格取得
支援補助金の交付を請求します。

記

1. 交付請求額 金 円

2. 振 込 先

補助金は、次の預金口座に振り込んでください。

(ふりがな)	
口座名義人	
金融機関名	銀行・金庫
	本店・支店
口座番号	普通・当座 No. _____

第 号
年 月 日

様

豊中市長

豊中市防災士資格取得支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付第 号で交付決定した豊中市防災士資格取得支援補助金について、次のとおり交付決定額の全部（一部）を取り消したので、豊中市防災士資格取得支援補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

- 1. 交付決定額 金 円
- 2. 交付取消額 金 円
- 3. 交付決定額の全部（一部）取消理由

様式第 6 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

豊中市長

豊中市防災士資格取得支援補助金返還請求書

年 月 日付第 号で交付決定の全部又は一部取消の通知を行った豊中市防災士資格取得支援補助金について、豊中市防災士資格取得支援補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、次のとおり補助金の全部（一部）返還を請求します。

- 1. 返還請求額 金 円
- 2. 返還期限 年 月 日